税理士田中事務所田中 健太郎 様

担当:和氣 光

16/08/29

税理士懇話会

照会事例検討票

税研情報センター

TEL:03-3294-4856 FAX:03-5282-8678

国外取引であることの証明

消費税においては、輸出免税取引や仕入税額控除の適用等においては、輸出証明 や請求書等の書類による証明が求められるものがあることは質問にあるとおりで す(消法7②,30⑦等)。

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、消費税法第 4 条第 3 項《課税の対象》及び消費税法施行令第 6 条《資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定》により行うこととされており、これらの規定においては、書類による証明まで求めているものではありません。

事例の取引は資産の譲渡に該当するものですから、譲渡の時における資産の所在 場所が国外であれば、国外取引に該当することになります。

これらのことを前提として事例について検討すると次のとおりとなります。 質問1について

輸出証明等については、税関長の証明のように証明の方法が規定されていますが、 国内取引の判定においては譲渡の時における資産の所在場所が明らかにされれば よいことになりますから、取引の事実関係等において客観的に資産の所在場所が明 らかにされれば、問題ないと考えます。

資産の所在場所が国外であることの証明の手段として、過去の輸出証明を活用し 国外に持ち出されたことの証明とすることは有効な方法と考えます。

質問2について

非課税資産の輸出取引等に係る輸出証明と国外取引の判定のための証明は別のものと考えられ、質問の考え方で問題ないと考えます。

税理士懇話会 会員専用サイト

ZEIKON CLUB 税懇クラブ https://zeikon-club.com

会員様向けに毎月1回、メールマガジンを配信しております。

最新事例の紹介や事例検討会の日程案内、事務局からのお知らせ等をお送り致します。配信をご希望の方は、必要事項(会員番号、名前、メールアドレス等)を明記のうえ zeikon@zeiken.co.jp までご連絡ください。